

# 留萌市病児保育室 ご利用案内



## 病児保育事業とは

病中、または病気の回復期にあるお子さんを就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わり、一時的に保育するものです。

●子どもが病気……。でも保育園等には預けることができないし、仕事も休めない。

そんな時は、病児保育事業をご利用ください。



## 【病児保育を利用するには・・・】

○事前登録及び仮予約をお願いします。

○留萌市立病院小児科の受診及び医師連絡書が必要です。

※病気や医師の判断、または定員等により、お預かりできない場合があります。



## 開設場所

留萌市東雲町2丁目16番地1  
旧留萌学習センター内  
(東雲診療所と同じ建物です)



## お問合せ



令和4年度より「NPOおたすけママくらぶ」に委託しています。

★病児保育登録申込書提出先

留萌市本町3丁目60番地留萌十字街西ビル内 1階

NPO おたすけママくらぶ

★病児保育室 8:00～18:00 TEL 080-8298-4869

※土日祝日・12/31～1/5を除く

※当日利用の場合は、14時30分までにご連絡ください。

# 病児保育施設について



## 開設場所

留萌市東雲町2丁目16番地1 旧留萌学習センター内  
(東雲診療所と同じ建物です)



## 対象者の条件

留萌市に住所を有する満1歳から小学生で、原則、次のいずれかの施設を利用していること。

(対象利用施設)

- ・市内の認可保育園及び認可外保育園
- ・市内の私立幼稚園
- ・市内の留守家庭児童会



## 保育時間

**8:00～18:00**

※土日・祝日、12/31～1/5を除く



## 利用期間

連続で利用する場合、原則7日間以内



## 利用料金

無料 ※ただし、利用の際に必要な医師連絡書の発行に係る費用  
(2,200円)は、自己負担となります。



## 利用定員

**3名** ※定員を超える利用申込みがあった場合は、先着予約順となります。



## 利用の流れ



**①お子さんの健康等に関する情報を把握し、安全に保育を実施するため、登録申込書の提出が必要です。**

**②利用しようとするときは、病児保育室に電話にて、利用希望と空き状況を確認してください。**

**③留萌市立病院小児科を受診し、医師に「医師連絡書」(有料)の作成を依頼してください。その後、病児保育室に再度、本予約の申込み(電話可)をしてください。**

**④「医師連絡書」及び「利用申請書」と必要な持ち物を病児保育室に持参し、利用開始となります。**

※「登録申込書」は、毎年度申請が必要となります。

※「登録申込書」及び「利用申請書」は留萌市ホームページからもダウンロード可能です。



## 持ち物

### 必ずもってくるもの

- ・健康保険証
- ・乳幼児等、ひとり親家庭等の医療受給者証
- ・お薬(病院で処方されたものに限る。)
- ・お薬手帳
- ・医師連絡書及び利用申請書
- ・飲み物
- ・着替え

### 必要に応じてもってくるもの

- ・オムツ
- ・おしりふき
- ・マグ
- ・お弁当(昼食として)
- ・おやつ(体調にあったもの)



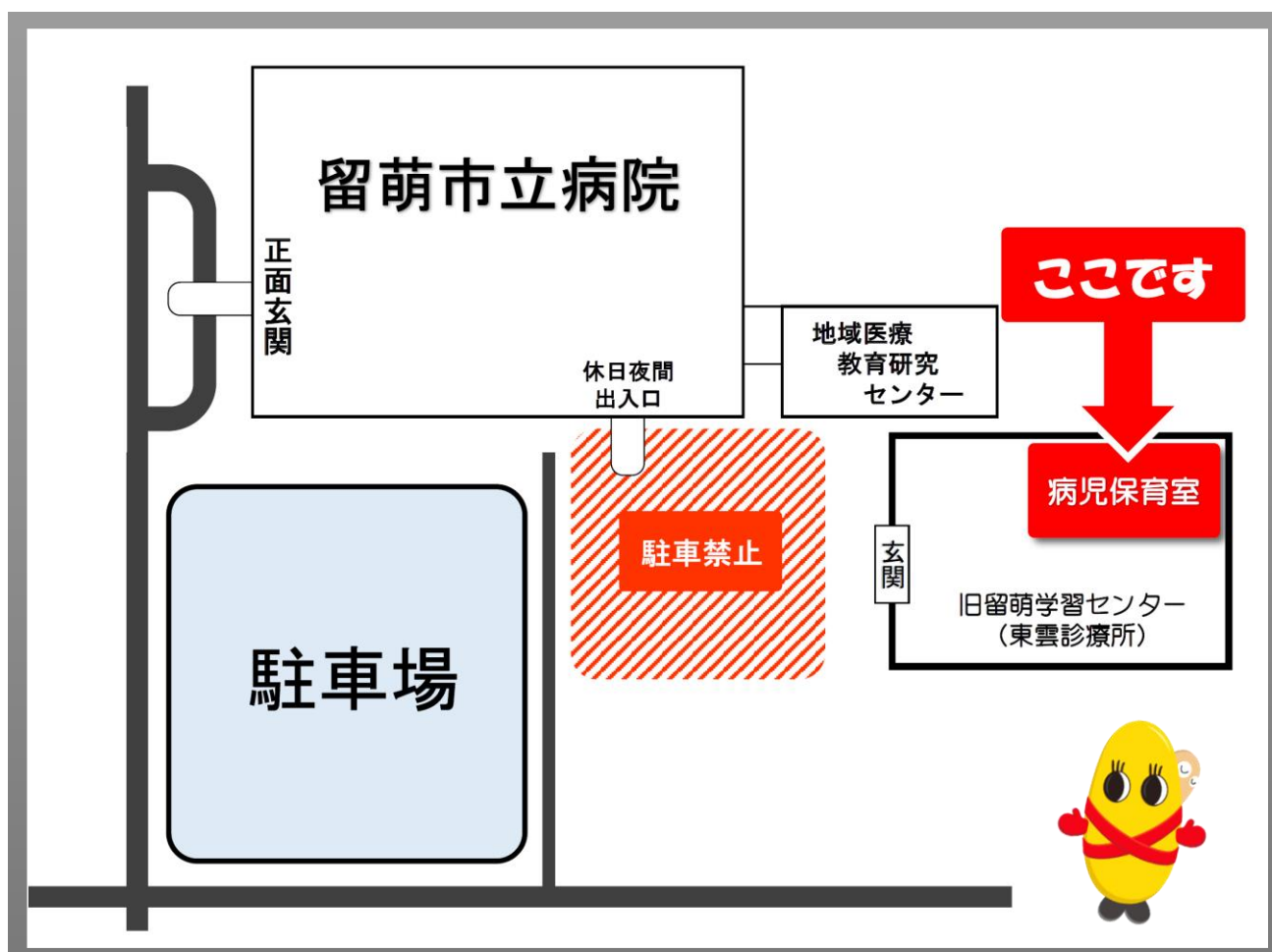
## 病児保育を利用できない病状等について



- ① 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ、流行性角結膜炎、ロタウィルスなど、  
確定診断名がついている場合
- ② 易感染性の状態であったり、一旦感染すれば重症になる危険性が高い場合  
(血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などや、免疫抑制剤を使用している場合など)
- ③ 嘔吐、下痢がひどく脱水症状の兆候(皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がない、など)がある場合
- ④ 咳がひどく、呼吸困難である(喘息発作を含む)場合
- ⑤ その他、医師により受入れが不可能と判断された場合



## 病児保育室の位置



院内感染防止のため、病児保育室にお越しになる際には、必ずマスクを着用してください。